

第7期市町村高齢者計画策定指針 項目(案)

項 目	
I 計画策定の運動性確保のための基本的な方針	
一	人権の尊重
二	自立支援、介護予防・重度化防止の推進
三	高齢者の自立と尊厳を支える体制の整備・施策の推進
四	地域包括ケアシステム深化・推進における協働の重要性
五	中長期的な視点に立った施設整備と在宅サービスの在り方
六	災害時における福祉サービスの継続と関係機関の連携
II 計画策定に当たっての留意事項	
第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項	
一	地域包括ケアシステムの基本的理念
1	自立支援、介護予防・重度化防止の推進
2	介護給付等対象サービスの充実・強化
3	在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
4	日常生活を支援する体制の整備
5	高齢者の住まいの安定的な確保
二	2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた目標
三	医療計画との整合性の確保
四	地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進
五	地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上
六	介護に取り組む家族等への支援の充実【新設】
七	認知症施策の推進
八	高齢者虐待の防止等【新設】
九	高齢者の孤立防止及び生活困窮高齢者への支援
十	介護サービス情報の公表
十一	効果的・効率的な介護給付の推進
十二	都道府県による市町村支援等
十三	市町村相互間の連携
十四	介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
一	市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項
1	基本理念、達成しようとする目的、地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
2	要介護者等地域の実態の把握
(一)	被保険者の現状と見込み
(二)	保険給付の実績把握と分析
(三)	調査の実施
(四)	地域ケア会議等における課題の検討

項 目

3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備

- (一) 市町村関係部局相互間の連携
- (二) 市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催
- (三) 被保険者の意見の反映
- (四) 都道府県との連携

4 平成37年度（2025年度）の推計及び第7期の目標

- (一) 平成37年度（2025年度）の介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険料の水準等に関する中長期的な推計
- (二) 第7期の目標

5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表

6 日常生活圏域の設定

7 他の計画との関係

- (一) 市町村老人福祉計画との一体性
- (二) 市町村計画との整合性
- (三) 市町村地域福祉計画との調和
- (四) 市町村高齢者居住安定確保計画との調和
- (五) 市町村賃貸住宅供給促進計画との調和
- (六) 市町村障害福祉計画との調和
- (七) 市町村健康増進計画との調和
- (八) 生涯活躍のまち形成事業計画との調和
- (九) 福祉人材確保指針を踏まえた取組
- (十) 介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組

8 その他

- (一) 計画期間と作成の時期
- (二) 公表と地域包括ケアシステムの普及啓発

二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

1 日常生活圏域

2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

- (一) 介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込み
- (二) 予防給付対象サービスの種類ごとの量の見込み

3 各年度における地域支援事業の量の見込み

- (一) 総合事業の量の見込み
- (二) 包括的支援事業の事業量の見込み

4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止、介護給付等の適正化への取組み及び目標設定【新設】

- (一) 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組み及び目標設定
- (二) 介護給付等に要する費用の適正化への取組み及び目標設定

項 目

三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

- | | |
|---|------------------------------------------------------------|
| 1 | 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項 |
| | (一) 在宅医療・介護連携の推進 |
| | (二) 認知症施策の推進 |
| | (三) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 |
| | (四) 地域ケア会議の推進 |
| | (五) 高齢者の居住安定に係る施策との連携 |
| 2 | 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込み量の確保のための方策 |
| | (一) 関係者の意見の反映 |
| | (二) 公募及び協議による事業者の指定 |
| | (三) 都道府県が行う事業者の指定への関与 |
| | (四) 報酬の独自設定 |
| | (五) 人材の確保及び資質の向上【新設】 |
| 3 | 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込み量の確保のための方策 |
| | (一) 地域支援事業に要する費用の額 |
| | (二) 総合事業のうち、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスの種類ごとの見込み量確保のための方策 |
| | (三) 地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価 |
| | (四) 総合事業の実施状況の調査、分析及び評価 |
| 4 | 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項 |
| | (一) 介護給付等対象サービス |
| | (二) 総合事業 |
| | (三) 地域包括支援センターの適切な運営及び『評価』 |
| 5 | 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項 |
| 6 | 市町村独自事業に関する事項 |
| | (一) 保健福祉事業に関する事項 |
| | (二) 市町村特別給付に関する事項 |
| 7 | 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項 |